

所定疾患施設療養費（Ⅱ）

平成 24 年 4 月の介護報酬改定により、介護保険施設において入所者の医療ニーズに適切に対応する観点から、入所者に対し肺炎や尿路感染症、带状疱疹の投薬、検査、注射、処置等を行い、以下の条件を満たした場合に評価されることとなりました。

当施設では、所定疾患施設療養費を適切に算定し、ホームページにて治療の実施状況を公表して参ります。*令和 3 年 4 月の介護報酬改定で算定要件変更がありました。

算定条件

1. 所定疾患施設治療費は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し治療管理として、投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に 1 回に連続する 10 日 を限度とし、月 1 回に限り算定するものであるため、1 月に連続しない 1 日を 10 回 算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費(Ⅱ)と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費の対象となる疾患は次のとおりである。
 - ① 肺炎
 - ② 尿路感染症
 - ③ 带状疱疹
 - ④ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については検査を実施した場合のみ算定できる。
5. 算定する場合にあっては、診断名及び診断に至った根拠、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報を受け、当該内容を診療録に記載しておくこと。また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び、带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にすること。
6. 当該算定の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護保険施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容（肺炎、尿路感染症、带状疱疹及び蜂窩織炎に関する標準的な検査・診断・治療等及び抗菌薬等の適正使用、薬剤耐性菌）を含む研修を受講していること。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。

算定状況

令和 4 年度（令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日）

	件数	日数	治療の実施状況
肺炎	21	107	診察、血液検査、胸部レントゲン、抗生剤(点滴、内服)の投与
尿路感染症	20	95	診察、血液検査、尿検査、抗生剤(点滴、内服)の投与
带状疱疹	0	0	
蜂窩織炎	2	16	

令和 3 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 3 年 3 月 31 日）

	件数	日数	治療の実施状況
肺炎	15	62	診察、血液検査、胸部レントゲン、抗生剤(点滴、内服)の投与
尿路感染症	11	62	診察、血液検査、尿検査、抗生剤(点滴、内服)の投与
带状疱疹	0	0	